

目 次

第1章 総論	3
1-1 概説	3
1-2 土地区画整理事業の定義と目的、仕組み	5
1-3 土地区画整理事業の特徴と効果	7
1-4 土地区画整理事業の施行実績	11
1-5 土地区画整理事業制度の全体像	13
第2章 土地区画整理事業の事業制度	19
2-1 土地区画整理事業の流れ	19
2-2 土地区画整理事業の施行者	22
2-3 多様な実施体制	24
2-4 換地・保留地の特例制度	37
2-5 各種法令に基づく土地区画整理事業	47
2-6 柔らかい区画整理	58
2-7 関連する手続き	73
(1) 環境影響評価	73
(2) 埋蔵文化財	78
(3) 区画整理測量と国土調査法第19条第5項の指定	96
2-8 事業計画の作成について	109
第3章 土地区画整理事業に係る支援措置	127
第1節 交付金制度	129
3-1-1 社会資本整備総合交付金制度の概要	129
3-1-2 社会資本整備総合交付金活用のための手続き	133
3-1-3 社会資本整備総合交付金の活用にあたって	138
3-1-4 社会資本整備総合交付金の活用による土地区画整理事業の実施	153
(1) 道路事業	153
(2) 市街地整備（都市再生区画整理事業）	167
3-1-5 防災・安全交付金	183

第2節 補助事業制度	186
3-2-1 街路交通調査費補助（土地区画整理事業調査）	186
3-2-2 土地区画整理事業	203
3-2-3 都市再生区画整理事業	216
第3節 土地区画整理事業に充当できる予算制度	217
3-3-1 都市再生整備計画事業・都市構造再編集中支援事業	217
3-3-2 住宅市街地基盤整備事業	222
3-3-3 国際競争拠点都市整備事業	227
3-3-4 密集市街地総合防災事業	228
3-3-5 その他の支援制度	230
(1) 立体換地の活用	230
(2) 無電柱化の推進	234
(3) 景観形成の推進等	287
(4) 駐車場・自転車駐車場整備の推進	306
(5) 道路事業関係の個別補助制度	310
(6) 中心市街地活性化関連	317
第4節 土地区画整理事業の助成に係る手続き	324
3-4-1 実施計画について	324
3-4-2 実施計画の概要	327
3-4-3 補助金及び交付金の交付に係る手続き	334
第5節 起債制度	365
3-5 交付金事業等の地方負担に係る起債制度等	365
第6節 融資制度	368
3-6-1 土地区画整理事業資金融資	368
3-6-2 都市開発資金による公益施設等の用地の先行取得	373
3-6-3 建築物移転等に伴う融資制度	375
第7節 負担金制度	376
3-7-1 公共施設管理者負担金	376
3-7-2 街路と沿道市街地との一体的整備	389
3-7-3 駅前広場に関する費用負担等	395

第8節 土地区画整理事業に係る税制上の特例	407
3-8 土地区画整理事業に係る税制上の特例の概要	407
第9節 事業評価	428
3-9-1 新規事業採択時評価の概要と解説	429
3-9-2 再評価の概要と解説	439
3-9-3 社会資本整備総合交付金における事業評価	454
第4章 災害対応について	457
第1節 東日本大震災からの復興事業	457
4-1 東日本大震災からの復興に係る土地区画整理事業	457
第2節 熊本地震等からの復興を受けた取組	459
第3節 災害復旧事業等	460
第5章 土地区画整理事業と一体的な実施が可能な事業制度	471
第1節 建物関連等	471
5-1-1 市街地再開発事業	471
5-1-2 防災街区整備事業	478
5-1-3 住宅街区整備事業	481
5-1-4 住宅市街地総合整備事業	483
5-1-5 都市再生住宅等整備事業	489
5-1-6 暮らし・にぎわい再生事業	491
5-1-7 集約都市開発支援事業	497
5-1-8 優良建築物等整備事業	501
第2節 基盤関連等	508
5-2-1 連続立体交差事業	508
5-2-2 高規格堤防整備事業	511
5-2-3 都市防災総合推進事業	513
5-2-4 津波防災拠点整備事業	517

参考資料Ⅰ	521
-------	-----

1. 土地区画整理事業制度の変遷	523
2. 法に基づく申し出換地制度の活用地区	537
3. 組合経営改善ガイドライン	543
4. 土地区画整理士技術検定制度の概要	556
5. 区画整理に関する国際協力について	559
6. 都道府県及び政令指定都市区画整理事業関係課一覧表担当組織表	562
7. 国土交通省都市局市街地整備課組織図	565
8. 各種ガイドライン等	566

参考資料Ⅱ	567
-------	-----

① 社会資本整備総合交付金交付要綱（令和6年3月29日改正）	569
② 各事業ごとの附属編（抜粋）	588